

# 鳥取縣公報

## 目次

○告 示

- 鳥取縣農業再保險審査會規程中改正……………一頁
- 印刷業協定賃金廢止認可……………一頁
- 被保險者證中無効……………一頁
- 產婆名簿登錄者……………一頁

○彙 報

- 前線へ慰問狀を……………一頁
- 滿蒙開拓青少年義勇軍募集……………一頁
- 薪炭生産供出増強運動……………一頁

●其 の 他……………一頁

昭和十八年九月十日  
第千四百六十七號

金 曜 日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

## 告 示

### ◆鳥取縣告示第四百九十號

昭和十七年一月鳥取縣告示第二十七號鳥取縣農業再保險審査會規程中左ノ通改正ス

昭和十八年九月十日

鳥取縣知事 武 島 一 義

第四條第二項第一號ヲ左ノ如ク改ム

一 鳥取縣官房長竝ニ鳥取縣內政部長

第九條 第二項中「又ハ待遇官吏」ヲ削ル

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◆鳥取縣告示第四百九十一號

賃金統制令第二十四條ノ規定ニ依リ昭和十六年四月十一日鳥第一七八一號ヲ以テ認可シタル印刷業協定賃金ヲ廢止スルノ件昭和十八年九月六日認可セリ

昭和十八年九月十日

鳥取縣知事 武 島 一 義

◆鳥取縣告示第四百九十二號

國民體力法第九條ノ規定ニ基キ國民體力管理醫ヲ左ノ通選任セリ

昭和十八年九月十日

鳥取縣知事 武 島 一 義

醫師 酒 井 正 仁  
同 小 谷 德 雄  
同 佐々木 裕 治  
國民體力管理醫

◆鳥取縣告示第四百九十三號

健康保險法施行規則第三十二條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス

昭和十八年九月十日

鳥取縣知事 武 島 一 義

被保險者證 記號一 番號	被保險者氏名	工場事業場又ハ事務所所在地・名稱	無効トナリ タル年月日
鳥さほ	三六 角田 幸治	鳥取市若櫻町 株式會社山陰合 同銀行鳥取支店	一八、八、二七
氣ふく 三〇壺	谷口 利雄	氣高郡湖山村 福田輕飛行機株 式會社鳥取工場	一八、七、二〇
日ひる 五六	川田 爲治	日野郡日野上村 日鏡鑛業株式會 社日野上鑛山	一八、八、二七
日ひる 一二七	川田 義雄	同	一八、八、二七

◆鳥取縣告示第四百九十四號

產婆名簿登錄者左ノ如シ

昭和十八年九月十日

鳥取縣知事 武 島 一 義

本籍地 島根縣松江市内中原町一二四番地三  
住所 鳥取市元魚町一丁目三〇番地  
開業地 鳥取市元魚町一丁目三〇番地

昭和十八年八月二十八日  
第 八 九 四 號 登錄

清 水 キ チ

明治二十四年十一月十一日生

彙 報

前線へ慰問状を

個人で多數發送し

團體は直接現地へ

凡ゆる不自由と嚴寒酷暑の中に、生命を賭してお國のため日夜敢闘しつゝある第一線將兵にとつて内地よりの慰問文ほど喜ばれるものはありません。後方から郵便物がついてそれが配布される時、手紙がたくさんあつた人の喜びにくらべて一通も無かつた人の淋しさはどれほどでありませう。かうした淋しさをさせぬやうに努めることは銃後の吾々の大切なつとめでありませう。もとより出動してゐるそれ

ぐの家庭からは及ぶ限り通信して居られるのであります。が、隣家として隣保班の者として、或は同町内や同部落民として能ふかぎり度々郷土出身軍人達に近況を通知するといふことは、いかに忙しくとも怠つてならぬ仕事であります。どうか皆さん、忙しい中にも是非筆をとつて出来るだけ度々個人宛の「軍事郵便」を出して下さい。吾々の書き綴つた通信が、そのまゝ第一線の將兵の力付けとなつて戦力増強の一助ともなることを考へると、たゞ隣人としての慰問といふに止まらないでお國の爲にそれだけ力添をしたことゝもなるわけであります。



次に聯隊區司令部では現地將兵への慰問袋を何時でも取扱つて居られるので、特に募集される時ばかりでなく何時でも澤山の慰問袋を差出していただきその中には是非慰問状を入れていただきたく御座います。大人でも子供でも、ことごとく幼い子供のごとくしい假名文字の手紙はどれほ

ど兵隊さんの心をやわらげ慰さめることでせう、但しこの慰問状の内容は、何時何處の兵隊さんに届くかわからぬのですから、先方の氣候的や地域的にへんな調子にならぬやう特に注意せねばなりません。

またこの際氣をつけていたゞかねばならぬことは、司令部(各團體の手を経るものも同様)を経る慰問袋に入れる手紙はすべて宛名を個人にしてはならぬことです。どの兵隊さんに渡るかわからぬのですから、決して個人名儀で書いたものは出せないわけであります。

なほ念の爲申し添えますが、皆様の家庭から郵便局を経て小包で送られる個人宛の慰問袋には必ず手紙を入れてはなりません。小包に手紙を入れると郵便法違反になることは慰問袋でも同様であります。



學校とか會社・各種團體等から慰問袋に入れるたくさんの慰問状が作られて司令部に送られることはまことに感謝

に堪えません。しかしこの種の慰問状は近頃では慰問袋に收容し切れない程になつてゐますので、今後は司令部でも取扱ふことは取扱ふのですが、直接前線部隊へお送り願ひたいとのことでもあります。

しかしさうすると郵便料が高むかと思はれるのであります。が、實は案外安く送れて、しかも遠くの部隊へも早く届き極めて効果的であるわけでありますから、是非澤山の慰問状を直接現地宛お送りになつていただきたいと存じます。

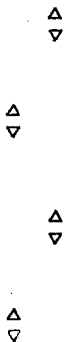
即ち一般書状として送れば一通二十グラムまで五錢切手を貼用するのであります。が個人宛でない慰問状は開き封として更にこれを大型封筒に何十通でも入れて送れば、第四種郵便物となつて百グラムにつき四錢の郵便料金でよいのです。ですから司令部に送る料金と大差なく前線部隊に送ることが出来るのであります。但し注意していただきたいことは各人の作つた封筒の表書は個人宛にしないで、「皇軍將兵御

一同様」とか「前線の兵隊さんへ」とか適當に書くことです。なほこの慰問状を入れる大型封筒(開封)は丈夫な紙質のものを用ひ、宛名(部隊所在地及び部隊名)は明確に記載して下さい。

又多數まとめたこの慰問状は小包郵便(前述の如く個人宛でないものに限る)として送つても結構なのですが、もし誤つて國民學校児童等が、小包の中に手紙を入れてもよいものと思ふやうなことがあつてはならぬので、なるべく四種郵便の開封發送をお奨めいたします。

なほこの外に恤兵關係のことや質問がありましたら、縣の兵事厚生課か又は直接鳥取聯隊區司令部軍人援護係宛お問ひ合せ下さい。

(兵事厚生課)



# 滿蒙 青少年義勇軍募集

## — 青少年よ！ 敢死して —

皇國の興廢を決するこの大東亞戦争を勝ち抜く爲には、銃後一億の國民は一人の例外もなく常に戦場にある覺悟を以て國に殉ずる奮闘を續けねばなりません。殊にこの大戦を完遂する爲に全國の青少年に活躍を要請せられる部門は頗る多く、その任務は極めて重大であります。しかして極亞北邊の防衛を強化し、國民糧食の増産に挺身して戦力増強を圖り、民族協和の指導者として立つべき我が滿蒙開拓青少年義勇軍も亦、戦時下に於ける緊要な國策として、青少年に對し奮然參加を要請されてゐるところであります。

滿洲國は我が國と一体不可分の盟邦として、王道樂土顯

す。

有爲の我が大日本青少年諸君よ、率先海を越えて滿洲の沃土に定住し、若々しい意氣と逞しき力を以てこの大事業に参加し、日滿共榮の道、大東亞建設の爲に敢然邁進しようではありませんか。

又各家庭の父母、祖父母を始め兄弟の方達も、よくこの重要な青少年義勇軍の任務を理解せられ、また青少年將來の發展性を考慮せられて、眼前の盲目的な愛情にとらはれることなく、進んで愛子の進出に賛同なさるやう切望する次第であります。

### ◆ 應募資格

年齢 數へ年十六才、早生れの者は十五才より十九才までの者、但し十二月二日以後生まれの者は二十才でも差支へありません。

經歷 學歴は國民學校初等科卒業であることを必要としませんが、職歴はその如何を問ひません。

現の地として建國されてこゝに十一年、躍進に躍進を重ねて今や自他共に許すに至つてゐるのであります。この滿洲國に於ける民族協和の核心として、自ら率先し、沃土を開拓し、産業を完遂し、國防を充實し範を示して眞に指導的地位に立ち、魂と魂を觸れ合ひ、精神的感情的な融合を圖つてその建國の理想を達成することは、今次の大戦を完遂し大東亞の建設を完成する我々大和民族に課せられた大使命であります。

わが青少年義勇軍はその綱領にいふ如く「天祖ノ宏謨ヲ奉ジ心ヲ一ニシテ追進シ、身ヲ以テ滿洲建國ノ聖業ニ捧ゲ神明ニ誓ツテ 天皇陛下ノ大御心ニ副ヒ奉ラン」としてゐるのであります。大東亞共榮圈の主軸たる日滿一林高度國防國家完成への根基に培ひ、民族協和の中核たる各種開拓民、特に開拓農民たる資質の育成に努めてゐるのであります。まことに青少年義勇軍こそは實に我が日本青少年の活模範であり、大東亞建設の前衛であるといふべきであります。

健康状態 身体が強壯で、現地で共同生活並に農耕に従

事し得ることが必要です。従つて醫者が診て呼吸器又は心臟が悪いとか、脚氣であるとか、神経系の疾患があるとか、痔瘻、重症トラホーム、慢性中耳炎其の他悪性の傳染性疾患のある者は採用されません。なほ其の他身体に故障のある人は早く治療して癒つてから應募するやうにして下さい。

その他 父兄の承諾のあることが絶対に必要ですが、本人自身も我が大和民族の先驅者として大陸經營の第一線に進んで立つ鞏固な意志と、滿洲に骨を埋める決心を有してゐる者でなければなりません。

### ◆ 應募手續

希望者は居住地の市町村長、國民學校長又は青年學校長に申出て、その推薦を経て左の書類を市町村を經由して縣廳に出せばよろしい。

イ、願書一通

ロ、身上調書 四通  
ハ、戸籍抄本 二通

尚この用紙は市町村役場、國民學校、青年學校に備付けてあります。

◆ 詮 衡

縣から指定された日時に所定の場所で人物考査と身体検査があります。この詮衡會場への旅費は縣から左の通り支給されますから、認印を持つて參會するのです。

イ、汽車三等往復運賃

ロ、乗合自動車等に往復三里以上乗つた時はその實費

◆ 合格 後

右の詮衡に合格した者は滿蒙開拓青少年義勇軍内原訓練所(茨城縣東茨城郡下中妻村大字内原にあり)入所する日時を指示されますから、その日時に所定の場所に集合し、縣の職員に引率せられて出發するのです。郷里出發から後の費用は一切政府で負擔されますから、入所當時の被服、

日常手廻り品等の外不用です。

内原では内地訓練といつて入所の日から各中隊に編成されて自治的な共同生活が始まり、訓練生は中隊長を中心に毎日規律正しい緊張した生活を三ヶ月行つて義勇軍たる資格を鍊磨します。そして無事内地訓練が終ると所定の被服携帶品等を支給され、東京に出て二重橋前で宮城を拜し、續いて伊勢の皇太神宮に參拜して愈々憧憬の滿洲に向ひ、大陸に到着して現地訓練所に配屬されます。

滿洲に於ける現地訓練は義勇軍綱領の精神に則り生活訓練、教學、農事、軍事、武道、特技訓練等を通じて心身を鍛練陶冶し、滿洲建國の聖業を翼賛するに足る開拓農民を育成するを目的として一ヶ年の基本訓練、二ヶ年の實務訓練を實施されます。

現地訓練を終了すれば原則として政府の補助金を受け、建國農民となつて一戸當り十町歩の耕地と若干の團協用地を有する農村を作りますが、既に昭和十三年度及

び十四年度の渡滿部隊はそれ〴〵この三年の訓練を終つて義勇隊開拓團に移行し、建設に營農に逞ましい奮闘を續けて戦力の増強に挺身すると同時に、民族協和の中核として附近の原住民を指導し、立派な新日本農村の完成に懸命の努力を捧げて居るのであります。

兵役關係については、徴兵検査を現地を受けて關東軍に入營することになります。

なほ詳細について知りたい人は市町村役場、學校、青年團、國民職業指導所等で問ひ合せられたく、又縣廳農務課、大東亞省滿洲事務局青年課、同移住相談所、滿洲移住協會でも御問合せに應じます。

(農 務 課)

薪炭生産供出増強運動!

—青少年學徒を動員して—

木炭の生産増強に付ては從來屢々青少年學徒を動員して好成绩を收めて來てゐるのであるが、本年度に於ける薪炭の需給狀況は寔に憂慮すべきものあるに鑑み、今回全國的に八、九兩月を「第一次薪炭生産供出増強期間」として生産並に供出の増強をはかることとなつたので、本縣でも之に即應して兒童、生徒を動員し本運動の目的達成を期することとした。其の要領は次の如くである。

一、勤勞作業を行ふ學徒は主として生産地最寄國民學校(上級生)青年學校、中等學校の兒童生徒とする。

二、對象となるべき作業は製炭、薪補助作業、製品の搬出作業、炭俵製作又は古俵、古繩の回收等比較的容易なものとする。

三、生産者又は關係團體より作業の種類、時期、場所等の申出を受け、之に基き具體的計畫を樹立して實施すること。但し中等學校は縣教學課に連絡すること。

四、勤勞作業に必要な機具等は地元農會、産業組合等で  
斡旋すること

五、本勤勞作業に對しては縣で補助することになつてゐ  
るので、其の申請に付ては木炭検査員に連絡し、管  
轄林産物検査所支所長を経て知事宛申請すること

六、勤勞奉仕をなす場合にはそれに要する實費を奉仕先  
より受けてもよい

七、本運動實施に付ては規律正しい團体的訓練をなし、  
集團勤勞作業の教育的趣旨の徹底をはかること

八、本運動實施に際しては他の勤勞作業と重複しないや  
う適宜實施すること

(教 學 課)

◎週報・寫真週報掲載内容

(九月八日發行)

▲週 報

- 決戦下の教育と學徒の實狀
- 生産決戦と司法保護
- 企業整備質疑應答
- 滿洲國の食糧増産
- ケベツク會談をめぐつて

▲寫真週報

- 畏し山崎部隊長以下に破格の恩命
- 敵の反攻激化に備へよう
- 南北最前線の皇軍防衛軍 —
- 我が本土をねらふ在支米空軍の撃碎へ —
- 隣組バケツ注水競技大會(大阪)
- 炎暑に炭を焼く農學生(青森)
- こんなに助る隣組共同炊事(東京)
- 女ばかりで鹽づくり(福岡)
- 保護少年も生産増強の戦列へ

# 鳥取縣公報

昭和十八年九月十四日  
第千四百六十八號

火 曜 日

## 縣 令

### 目 次

- 縣 令
- 軍事扶助法施行細則中改正……………一頁
- 告 示
- 竹材ノ最高販賣價格指定……………六八頁
- 砂糖配給規則第五條ニ依ル指定……………七三頁

### ◆鳥取縣令第五十一號

昭和十二年七月鳥取縣令第三十三號軍事扶助法施行細則中  
左ノ通改正シ昭和十八年八月一日ヨリ之ヲ適用ス

昭和十八年九月十四日

鳥取縣知事 武 島 一 義

第五條第二號中「入院料一人一日二圓五十錢(生活扶助費  
及醫療費ヲ含ム)」ヲ「別記「軍事扶助法ニ依ル 醫療費  
點數計算規程」ニ依ルモノトシ一點ニ付二圓」ニ改ム

第七條第二號中「十五錢」ヲ「五十錢」ニ「六十錢」ヲ  
「二圓」ニ改ム

附則中 第二項ヲ左ノ如ク改ム